

日液協30第4号
平成30年4月5日

会 員 各 位

日本液化石油ガス協議会

平成30年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針について(お願い)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協議会の業務につき、多大なるご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、経済産業省より別紙のとおりLPガス販売事業者等に対して周知するよう依頼がありました。

本指針の内容は平成29年度の保安対策指針を基本的に踏襲しつつ、バルク貯槽等の20年検査に向けた体制整備、誤開放防止対策の推進、消費設備調査の推進、他工事事務事故防止対策、ガスメータ交換時に係る作業ミス等の事故防止対策について内容を見直しています。

また、昨年度指針との変更箇所には下線が引かれていますので、ご参照ください。

なお、ご参考までに、平成30年度指針の新規項目及び実効性を高める取組を添付いたしました。

つきましては、貴社の従業員や関係者等に対して、上記を踏まえて周知徹底方よろしくお願いいたします。

以 上

発信手段：Eメール
担当：飯田、北邨

参考

【平成30年度保安対策指針の新規項目及び実効性を高める取組】

1. 平成30年度保安対策指針の主な新規項目

(1) バルク貯槽等の20年検査に向けた体制整備(下線部は平成30年度新規)

① LPガス販売事業者は、民生用バルク供給システムに使用されているバルク貯槽及び附属機器等のいわゆる20年検査に係る液石法施行規則、告示及び通達並びに高圧ガス保安協会規格を確認し、20年検査に関する具体的な計画を策定し、その推進を図ること。

② 告示検査期限を迎えるに際し、全国で対象となるバルク貯槽等が増加することにより、関係業者の手配が困難になる場合も考えられることから、期限に余裕をもって対応を行うこと。

③ バルク供給先において周辺環境に変化が生じ、搬出が困難な場所も見受けられることから、LPガス販売事業者は保安の確保に留意しつつ、その搬出作業については労働災害の発生の防止、社会的に大きな影響を及ぼす重大事故の発生が無いよう、細心の注意を払うこと。

④ LPガス販売事業者は、自社の従業員のみならず、20年検査への対応に係る工事事業者、運送事業者に対し、LPガス事故防止に努めるよう保安教育を積極的に実施し、事故防止の徹底に努めること。

(2) 誤開放防止対策の推進(平成30年度新規)

ガス栓の先にガスコンロ購入時に付属しているホース口保護用のプラスチックキャップまたは保護キャップが取り付けられている場合や、ビニールテープ等が巻き付けられている場合は取り外し、ゴムキャップを挿入すること。また、ゴムキャップが正しく挿入されていない場合は改善すること。

(3) LPガス販売事業者等に起因する事故の防止対策(下線部は平成30年度新規)

① 供給管・配管の事故防止対策

他工事業者による埋設管破損を防止するため、LPガス販売事業者は、ガス供給設備周辺で他工事の計画がある場合は、確実にLPガス販売事業者に知らせるように一般消費者等に対して周知するとともに、原則として工事の際に立ち会うこと。特に上下水道等の敷地内工事による配管等損傷事故を防ぐため、一般消費者等のみならず、上下水道等の工事関係者に対し積極的な周知を行うこと(本年2月、厚生労働省、国土交通省を含め、他工事事故防止の徹底を要請済)。また、酸欠事故防止に向けた対応を図ること。

② 機器の事故防止対策

充填容器等の接続、消費機器の交換・修理等の作業手順の確認、作業終了後の検査等を確実に行うこと。特にLPガス販売事業者に起因する作業ミス等の事故で多くを占めるガスメータの交換時の施工不良等による漏洩を防ぐため、施工後に漏洩状況の確認等を適切に行うこと。

2. 保安対策指針の実効性を高める取組(平成26年度より継続)

(1) 行政機関による連携等の促進

経済産業省本省、産業保安監督部及び都道府県においては、事故防止への対策、法令違反への対応、自然災害対策への取組等について共有するとともに、立入検査においては、LPガス販売事業者と保安機関の所管が行政機関によって異なる場合は可能な限り当該行政機関において合同して実施する。なお、立入検査に際しては、必要に応じて供給設備等の現場確認を実施する。

(2) LPガス販売事業者等の自主保安活動の把握等

LPガス販売事業者等の自主保安活動の取組の促進を図る観点から、行政機関は、所管のLPガス販売事業者等に対し、自主保安活動チェックシートの利用の把握に努めるとともに、特に一般消費者等に起因する事故撲滅の観点から同チェックシートの活用を促進させる。

3. 事故撲滅等のための更なる取組

経済産業省本省、産業保安監督部及び都道府県においては、平成30年度中に死傷者を伴うLPガス事故が発生した場合には、事故原因、法令違反の有無等を調査するとともに、必要に応じて再発防止策、横展開を講じるなど所要の措置を講ずる。

経済産業省

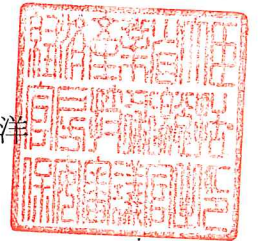
20180316保局第1号

平成30年3月27日

日本液化石油ガス協議会

会長 川本 武彦 殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 福島 洋



平成30年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針について

経済産業省は、別添のとおり、平成30年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針を定め、液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対し、法令遵守の徹底、組織内のリスク管理の徹底、事故防止対策及び自然災害対策を求めることとしました。

つきましては、貴協議会所属の液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対して、別添の対応をするよう周知をお願いします。

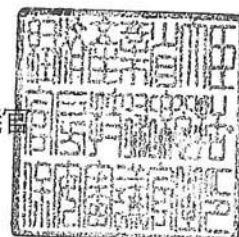
経済産業省

20180316保局第1号

平成30年3月27日

平成30年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



第1 保安対策指針の位置付け

1. 2020年に向けての目標

経済産業省は、一般消費者等の保安を確保するために、LPガス販売事業者及び保安機関に対して、自主保安活動の着実な実施を求めてきたところであるが、LPガス販売事業者等の保安向上の取組に加えて、技術の進展による安全器具、安全装置、消費設備の改善等により、LPガス事故による被害（死傷者を伴う事故）は大きく減少してきている。

・被害状況については、

死亡者数については、36～40年前（昭和52年～昭和56年の5年間の平均）は60.2人であったが、その後、26～30年前（昭和62年～平成3年の5年間の平均）は28.4人、16～20年前（平成9年～平成13年の5年間の平均）は6人、6～10年前（平成19年～平成23年の5年間の平均）は3.6人、直近（平成24年～平成28年の5年間の平均）では1.4人と減少している。平成29年の死亡者は、平成28年と並ぶ0人であり、2年連続の死亡者0人となった。

負傷者数については、36～40年前（昭和52年～昭和56年の5年間の平均）は726.0人であったが、その後、26～31年前（昭和62年～平成3年の5年間の平均）は289.6人、16～20年前（平成9年～平成13年の5年間の平均）は70.8人、6～10年前（平成19年～平成23年の5年間の平均）は99.2人、直近（平成24年～平成28年の5年間の平均）では65.0人と減少しているものの、20年前からほぼ横ばい状況になっている。平成29年は直近の平均より少なく、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律が公布された昭和42年以降最も少ない50人であった。

平成29年の死亡者は0人であったが、未だ傷者を伴う事故の撲滅には至ってお

